龍ケ崎地方衛生組合行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月６日

龍ケ崎地方衛生組合

管理者　筧　　信太郎

龍ケ崎地方衛生組合規則第３号

龍ケ崎地方衛生組合行政組織規則の一部を改正する規則

龍ケ崎地方衛生組合行政組織規則（平成１７年龍ケ崎地方衛生組合規則第１号）の一部を次のように改正する。

第４条を削り、第５条を第４条とし、第６条を第５条とする。

別表第１中「第５条」を「第４条」に改め、同表総務課の項中「稲敷・龍ケ崎地方３組合統合・複合化協議会」を「広域行政検討協議会」に改め、同表施設管理課の項中「設備」の次に「その他の機器」を加え、「及び維持管理」を「計画の立案並びに起工」に、「各機器の修繕計画の立案及び起工」を「維持管理の状況の公表等」に改める。

別表第２中「第６条」を「第５条」に改める。

付　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。